

九州国立博物館学校貸出キット「きゅうぱっく」の貸出について

九州国立博物館の教育普及事業の理解増進と学校教育活動を支援するため、学校貸出キット「きゅうぱっく」の貸出について、以下のとおり定めるものとする。

1. 貸出する「きゅうぱっく」は次のとおりである。

- (1) 「縄文人、海へ」
- (2) 「稲づくりから国づくりへ」
- (3) 「遣唐使の時代」
- (4) 「あじっば韓国」
- (5) 「あじっば五感」
- (6) 「土器のいろいろ」 「火焰型土器」
- (7) 「青銅器のいろいろ」
- (8) 「誕生!!中国文明」
- (9) 「高麗の文化」
- (10) 「イスラームの祈り」
- (11) 「さまざまな穀物」
- (12) 「さまざまな香辛料」
- (13) 「モンゴルの馬頭琴」
- (14) 「土偶～祈りのかたち」
- (15) 「実践！勘合貿易」
- (16) 「始めよう！米づくり」

2. 貸出対象者

小学校・中学校・高等学校などの教育機関、社会教育関係団体、博物館・歴史資料館、青少年教育施設、及びアジア文化交流センター所長が認めた者。

3. 貸出申込

原則として貸出を受けようとする日の1週間前までに、貸出申込書をアジア文化交流センター所長に提出するものとする。

4. 貸出の許可

アジア文化交流センター所長は貸出申込書の内容を審査し、適切と認めたときは貸出許可書を申込者に交付するものとする。

5. 貸出費用

無料（直接貸出・返却ができない場合は、往復の輸送費のみ負担すること）。

6. 貸出条件

- (1) 善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、借受人の責任において利用すること。
- (2) 転貸又は担保に供しないこと。
- (3) 貸出の目的以外のために使用しないこと。
- (4) 指定した場所以外では使用しないこと。
- (5) 使用実績の報告書を提出すること。
- (6) 貸出期間満了の日までに返却すること。
- (7) 亡失又は破損したときは、直ちに九州国立博物館交流課まで報告するとともに、その指示に従うこと。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は破損の事実を証する関係官公署の発行する証明書を添付すること。また、その原因が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人の負担において補填し、若しくは修理し又はその損害弁償を求めることができるものとする。

7. 貸出方法

九州国立博物館学校貸出キット「きゅうぱっく」の貸出方法を参照のこと。